

○甲南大学六甲アイランド総合体育施設規程

昭和62年2月27日

大学会議制定

改正 昭和62年 7月 9日

平成 3年 3月28日

平成 8年 6月20日

平成 9年 6月19日

平成11年11月18日

平成15年 7月24日

平成16年 3月18日

平成19年 5月24日

平成22年 3月11日

平成26年2月27日

平成27年3月19日

平成27年4月1日

学長決定

改正 平成27年5月21日

令和2年2月21日

令和4年3月28日

令和5年2月24日

(目的)

第1条 甲南大学六甲アイランド総合体育施設(以下「体育施設」という。)は、本大学の教育精神に則り、これを具現するための行事及び正課の体育授業並びに体育系課外活動及び地域社会貢献に供することを目的とする。

(施設の区分)

第2条 体育施設は、次の施設からなる。

(1) グラウンド施設(北グラウンド競技場及び南グラウンド競技場)

(2) 体育館施設

(使用)

第3条 体育施設は、次の用途に使用する。

(1) 大学の主催する行事

(2) 正課の体育授業

(3) スポーツ・健康科学教育研究センターの教育研究活動

(4) 課外活動団体(体育会)のクラブ活動

(5) 課外活動団体(体育会)の行事

(6) 甲南大学六甲アイランド総合体育施設運営委員会(以下「運営委員会」という。)が使用を認めた本学関係者の主催する行事

(7) その他運営委員会が必要と認めた行事等

(優先順位)

第4条 体育施設の使用の優先順位は、原則として前条各号の順とする。

2 第3条第4号で使用する際の優先順位は、別に定める。

(申請手続)

第5条 体育施設を使用する際の申請手続等とは、別に定める。

(運営委員会)

第6条 体育施設を適正に運営管理するため、運営委員会を設ける。

(構成)

第7条 運営委員会は、次の者をもつて構成する。

(1) スポーツ・健康科学教育研究センター所長

(2) 教務部長、学生生活支援センター所長、学長室事務部長、財務部長及び管財部長

(3) 教務部、学生支援機構事務室及び全学教育推進機構事務室の専任職員管理職 各1名

(4) 全学共通教育センターの専任教員 2名

(5) 学生の代表者 1名

(6) 体育会本部員のうち体育施設を使用する課外活動団体から選出された者 1名

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

3 第1項第4号、第5号及び第6号に定める委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第8条 運営委員会の委員長は、スポーツ・健康科学教育研究センター所長がこれにあたる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 運営委員会の事務は、全学教育推進機構事務室が行う。  
(協議)

第9条 運営委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する事項
  - (2) 使用、使用条件等に関する事項
  - (3) その他必要と認められる事項
- (運営管理)

第10条 体育施設の運営管理は、次の区分によつて行う。

- (1) 運営部門 スポーツ・健康科学教育研究センター所長
  - (2) 管理部門 管財部長
- (使用許可の取消)

第11条 大学の学事上の特別な事情が生じた場合は、運営委員会の審議を経て、委員長が使用の許可を取り消すことがある。

(管理人)

第12条 体育施設に管理人を置く。

2 管理人の職務については、別にこれを定める。

(損害賠償)

第13条 使用者が建物、附属設備、什器備品等を滅失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(細則)

第14条 体育施設の運営管理についての必要な細則は、別にこれを定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、運営委員会及び大学会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、昭和62年2月27日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第4条第2号及び第7条第2号の規定については、平成2年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年6月19日から施行し、平成9年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成11年11月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改廃は、平成27年4月1日から学長決定により行う。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。